

2 WTO、EPA における「自然人の移動」の自由化

植田 大祐

目次

はじめに	5	GATS 第4モードの規模と各国の 約束状況
I WTO サービス貿易自由化交渉にお ける「自然人の移動」—GATS 第4モ ード	6	GATS における「自然人の移動」を 巡る争点
1 GATS 締結の経緯	II	EPA における「自然人の移動」
2 「自然人の移動」に関する諸規定	1	我が国の EPA における自然人の移動
3 GATS における我が国の「自然人 の移動」に関する約束	2	GATS 第4モードと EPA における 「自然人の移動」の違い
4 我が国における GATS 第4モードを 巡る各界の議論	おわりに	

はじめに

昨今の急速な経済のグローバル化を背景に、世界各国の相互依存が深まっている。1995年に世界全体の名目 GDP 比で21.5%であった財・サービスの貿易額は、その後飛躍的に増大し、2005年には28.8%に達した。また、世界の対外投資総額（直接投資と証券投資の合計）は、1995年の名目 GDP 比2.5%から、2005年には7.8%にまで拡大している⁽¹⁾。このような世界経済のグローバル化には、WTO（World Trade Organization：世界貿易機関）や FTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）、EPA⁽²⁾（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）における交渉で、様々な貿易障壁の削減や経済統合を推進してきたことが、大きく寄与していると言えよう。

こうしたなか、WTO 交渉や EPA 交渉の場において、「自然人の移動」の自由化が大きな注目を集めつつある。世界中に事業を展開している企業を多数擁する先進国は、企業幹部のような高度なスキルを持つ人材の海外転勤や、新たな在外拠点の設置に伴う人材の移動の円滑化などに関心を示している。一方で途上国は、比較優位が生かせる労働集約的サービス分野での労働者の受入れを、先進国に要求している。こういった思惑の相違から、先進国と途上国との間で利害が対立している側面も見られるが⁽³⁾、「自然人の移動」に関する種々の障壁を撤廃することにより、送出国・受入れ国双方が経済厚生上の便益を得る可能性が大きいことが、これま

(1) 経済産業省編『通商白書 2007年版』2007, pp.9-12.

(2) 我が国では、物品・サービス貿易の自由化に加え、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする協定を、EPA と呼んでいる。EPA は本来、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする FTA よりも包括的な概念であるが、本稿では、特に断りのない限り、EPA と FTA をほぼ同義として扱う。

での理論的研究によっても明らかにされてきている⁽⁴⁾。

また、我が国が今後も経済成長を続けていくためには、国内のみならず世界中の経営・研究・技術分野における優秀な人材が、我が国においても活躍することが重要である。企業活動の舞台が国際的に一層拡大するような状況下においては、我が国の人材も海外で活躍することが期待されよう。一方で、我が国は既に、1998年をピークとして労働力人口が減少しており⁽⁵⁾、特定産業での労働力不足を招くおそれがある⁽⁶⁾。このような産業では海外から人材を受け入れる必要が生じる可能性もある。我が国とフィリピンとのEPAにおいては、フィリピン人看護師・介護福祉士の我が国への受け入れを認める内容が盛り込まれた⁽⁷⁾。フィリピン側の批准手続きが難航しており、2007年10月時点では発効していないもの⁽⁸⁾、日本・フィリピンEPAによる看護師・介護福祉士の受け入れは、これまでの我が国の外国人労働者受入れ政策の転機として、大きな話題となった。

そこで、本稿では、まず、WTO サービス貿易自由化交渉における「自然人の移動」の取扱いや各国の自由化の状況、問題点などについて概観する。次に、我が国がこれまでに締結したEPAのうち、主要なものにおける「自然人の移動」の取扱いや、それぞれの規定の特徴などを概観する。

I WTO サービス貿易自由化交渉における「自然人の移動」-GATS 第4モード

WTOにおける「自然人の移動」に関する事項は、WTO協定附属書1BのGATS (General Agreement on Trade in Services: サービス貿易一般協定) と、GATSに添付されている「この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書」(Annex on Movement of Natural Persons Supplying Services under the Agreement) により規定されている⁽⁹⁾。以下ではGATS締結の経緯や、「自然人の移動」に関する諸規定、我が国その他主要国のGATS上の「自然人の移動」に関する約束状況などを概観する。

1 GATS 締結の経緯

サービス貿易自由化交渉は、財の貿易の自由化交渉と比較して、歴史が浅い。多国間の通商交渉の場においてサービス貿易自由化が初めて議論されたのは、WTOの前身であるGATT (General Agreement on Tariffs and Trade: 関税及び貿易に関する一般協定) の下で行われたウルグ

(3) Joseph E. Stiglitz and Andrew Charlton, *Fair Trade for All: How Trade Can Promote Development*, New York: Oxford University Press, 2005, pp.115-120.

(4) Sumanta Chaudhuri, Aaditya Mattoo and Richard Self, "Moving People to Deliver Services: How can the WTO help?" *Journal of World Trade*, Vol.38, No.3, June 2004, pp.363-393; L. Alan Winters, "The Economic Implications of Liberalizing Mode-4 Trade," *Moving People to Deliver Services*, Washington, D.C.: World Bank and Oxford University Press, 2003, pp.59-91等を参照。

(5) 総務省「労働力調査」<<http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>> なお、本稿におけるインターネット情報は以下全て2007年10月16日現在のものである。

(6) 日本経済団体連合会「外国人材受入問題に関する第二次提言」2007.3.20. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/017.pdf>>によれば、看護・介護、農業や、製造業、建設業、機械組立等に関する技能者については、将来的に慢性的な人手不足が予想されている。

(7) 「日本、フィリピン人看護師など受け入れへ」『毎日新聞』2006.9.10.

(8) 「戸惑う介護福祉士 経済協定批准、国民不信で難航 日本行きの夢 黄信号」『毎日新聞』2007.10.16.

(9) 松澤幸太郎「WTO及び自由貿易協定・経済連携協定における自然人の移動と日本の方向性 [1]」『国際商事法務』Vol.34, No.12, 2006.12, p.1567.

アイ・ラウンド（1986-94年）である。1980年代初頭に、製造業の国際競争力低下に伴って貿易収支が悪化した米国は、航空輸送や金融、海運業などのサービス産業における米国の国際経済に対する大きな影響力を背景に、サービス貿易の自由化による貿易収支の改善を図ろうとした。そのためには、サービス貿易に関する問題を GATT で取り上げる必要があった⁽¹⁰⁾。先進国と途上国の対立で交渉は難航したが⁽¹¹⁾、先進国が農業、繊維貿易の分野で譲歩したことから交渉は進展し、無事に GATS が締結され、1995年に発効することとなった。

2 「自然人の移動」に関する諸規定

(1) サービス貿易としての「自然人の移動」

元来、サービス取引は、通常の財の取引にはないいくつかの特性を持っている⁽¹²⁾。まず、通常の財の生産と消費は分離が可能であるが、多くのサービスは生産と消費が不可分であり、サービスの消費は、サービスの生産と同時に進行される。また、サービスの生産と消費が同時であるため、通常の財とは異なり、サービスは在庫ができない。このようなサービスの特性から、多くのサービスの生産者と消費者は、時間的には同時で地理的にも近接することが必要となる。そのため、自然人が国境を越えて移動し、入国した国内でサービスを提供・消費するといったサービス貿易の形態も、GATS で規定されている。

GATS では、サービス貿易として、以下の表 1 の通り 4 つの供給形態（モード）を定義している。第 1 モードは通常の財の貿易に類似しているが、第 2～4 モードはサービス貿易に特徴的な供給形態であり⁽¹³⁾、第 4 モードが「自然人の移動」に相当する。GATS はこの 4 つのモードにより、自由化約束及び義務の留保を行う枠組を規定している。

表 1 サービス貿易の 4 つの供給形態（モード）

モード	内 容	具 体 例
第 1 モード	越境取引 (Cross Border Supply)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国のコンサルタントへの電話相談 ・外国のカatalog通信販売の利用
	サービスの供給者・消費者は移動せず、サービスそのものが国境を越えて提供される。	
第 2 モード	国外消費 (Consumption Abroad)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国への観光旅行 ・外国で船舶等の修理を行う
	サービスの消費者が国境を越えて移動し、海外でサービスの提供を受ける。	
第 3 モード	商業拠点の越境 (Commercial Presence)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外支店を通じた金融サービス ・海外現地法人が提供する流通サービス
	サービスを提供する企業が海外に拠点を設置し、その拠点を通じたサービスを提供する。	
第 4 モード	自然人の移動 (Presence of Natural Persons)	<ul style="list-style-type: none"> ・招聘外国人アーティストによる娯楽サービス ・外国人看護師による医療サービス
	自然人が国境を越えて移動し、海外でサービスを提供する。	

(出典) 山口英果「FATS 統計—広義のサービス貿易に関する統計整備」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.05-J-5, 2005.4, pp.3-5; 高澤美有紀「WTO ドーハ・ラウンドにおけるサービス貿易自由化交渉」『レファレンス』56巻 1号, 2006.10, p.154; 経済産業省「サービス協定 (GATS)」2006.8. < http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/pdf/negotiation/service/aboutgats.pdf > に基づき、作成

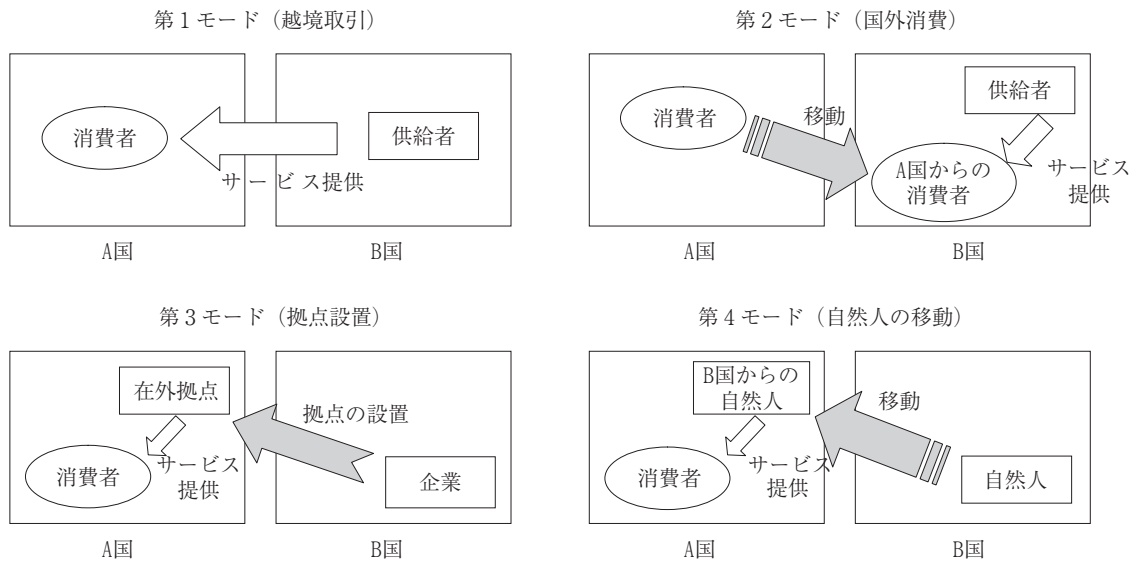
(10) 金子晃, 田村次朗編『WTO (国際貿易機関)—GATT/WTO ルールの変遷と今後の展開』同文書院, 1997, p.119.

(11) インド、ブラジルなどの途上国は、サービス貿易が未成熟で多くの保護政策を実施しており、サービス貿易の自由化に貢献できない場合、モノの貿易による関税引き下げに悪影響を与える可能性があったことなどから、サービス貿易の自由化に強く反対していた。

(12) 佐々波楊子, 浦田秀次郎『サービス貿易 理論・現状・課題』東洋経済新報社, 1990, pp.4-7.

(13) 高澤美有紀「WTO ドーハ・ラウンドにおけるサービス貿易自由化交渉」『レファレンス』56巻 1号, 2006.10, p.154.

図1 GATSの各モードの概念図



(出典) 経済産業省「サービス協定 (GATS)」2006.8. <http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/pdf/negotiation/service/aboutgats.pdf> ; United Nations et al., *Manual on Statistics of International Trade in Services*. Geneva: United Nations, 2002, p.23に基づき、作成。

(注) 供給者と消費者は、自然人と法人を含む。

協定上の義務には、加盟国がすべてのサービス貿易について遵守しなければならない原則として、最恵国待遇の原則 (GATS 第2条)・透明性 (同第3条) 等があり、自由化を約束した分野においてのみ、かつ、約束表に記載した内容の範囲内で遵守すればよい原則として、国内規制 (同第6条)・市場アクセス (同第16条)・内国民待遇の原則 (同第17条) 等がある⁽¹⁴⁾。つまり、GATSにおいては、必ずしも特定のサービス分野を自由化しなければならない義務はなく、加盟国が各々約束した範囲内で市場アクセス・内国民待遇等の義務を負うことになる⁽¹⁵⁾。

WTOのサービス貿易分類リスト⁽¹⁶⁾によれば、サービス貿易は実務⁽¹⁷⁾、通信、建設、流通、教育、環境、金融、健康、観光、娯楽、輸送、その他の12分野に分類される⁽¹⁸⁾。「自然人の移動」によって提供されるサービスについては、各国の入国管理政策とも表裏一体であり、従来の通商・貿易の枠組では捉えきれない側面も存在するため、通商交渉担当者以外にも、入国管理、労働政策等の国内規制担当者も加えた分野横断的な議論が現在も行われている⁽¹⁹⁾。

(2) GATSにおける「自然人の移動」の範囲

GATS 第1条第1項によれば、GATSは、サービス貿易に影響を及ぼす加盟国の措置について適用されることが定められている。すなわち、「自然人の移動」に関して、GATSは基本的に先述の12分野のサービス貿易に関する措置について扱っており、投資等の分野に関する「自

(14) 田村次朗『WTOガイドブック 第2版』弘文堂、2006、pp.149-154。

(15) 松下満雄『国際経済法』有斐閣、2001、p.394。約束した範囲内においてのみ自由化を行う方式は、「ポジティブ・リスト方式」と呼ばれる。

(16) MTN. GNS/W/120, Services Sectoral Classification List, 10 July 1991.

(17) 法律、会計、建築などの資格を要するサービスのほか、研究、各種賃貸、広告などのサービス。

(18) この12分野はさらに細分化され、全155業種となっている。

(19) 森田清隆「WTO サービス貿易自由化交渉における「自然人の移動」に関する諸論点」『国際商事法務』Vol.31, No.11, 2003.11, p.1529。

然人の移動」については、扱っていない⁽²⁰⁾。

GATSに添付されている「この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書」(以下、「同附属書」とする。)第2パラグラフは、GATSを、「加盟国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住権又は雇用に関する措置については適用しない」としている。これは、「自然人の移動」には予め雇用契約が必要であり、かつ、移動は永住権を伴うものではなく、「一時的」でなければならない、ということの意味している。この「一時的」という概念について、GATS上においては特に明確な定義はなされていないが、WTO事務局によれば、実際の加盟国の約束では、商用訪問者は90日以内、企業内転勤者などは2～5年程度の滞在を認めているケースが多い⁽²¹⁾。

また、同附属書の第3パラグラフでは、「特定の約束の対象とされる自然人については、当該約束の条件に従ってサービスを提供することを認める」と規定している。そもそもGATSでは、市場アクセス(第16条)、内国民待遇(第17条)等については、先に述べたように自国の約束表に記載した特定の約束についてのみ拘束されるため、「自然人の移動」についても、各国の約束の範囲内で認められるということになる。これは、高度な技術を有する専門家であれ単純労働者であれ、「自然人の移動」の対象から一概に排除されることはないが、各加盟国は、自由化を約束するサービス分野や、自然人の技能レベルなどを限定することにより、いかようにでも自然人の移動・入国を制限することができるということの意味している⁽²²⁾。

3 GATSにおける我が国の「自然人の移動」に関する約束

我が国のGATSにおける自由化約束は、「日本国の特定の約束に係る表」(以下、「約束表」とする。)に掲載されている。この約束表によると、我が国は「自然人の移動」に関して、各分野に共通の分野横断的な約束として、以下の自由化約束を行っている。

(1) 企業内転勤

我が国への入国・一時滞在の申請を行った日の直前の1年以上にわたって、我が国以外の(WTO)加盟国の法人によって雇用されている自然人が、当該法人の我が国における支店又は法人に5年を超えない期間で転任する場合、以下に該当する活動に従事することができる。

- ① 長として支店を管理する活動
- ② 役員又は監査役として法人を管理する活動
- ③ 法人の部門を管理する活動
- ④ 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動
- ⑤ 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

(2) 自由職業サービス

我が国への入国・一時滞在の申請を行った日の直前の1年以上にわたって、我が国以外の加

(20) ただし、第3モードは、外国のサービス企業の在外拠点を通じてサービスを提供する形態の貿易であり、外国のサービス企業による直接投資を伴うことから、GATSはサービス分野の投資規律としても重要な役割を果たしていると考えられる。小寺彰『転換期のWTO 非貿易的関心事項の分析』東洋経済新報社、2003、pp.121-124参照。

(21) S/C/W/75, Presence of Natural Persons (mode 4), 8 December 1998.

(22) 森田 前掲注(19)、p.1530.

盟国の法人によって雇用され又は当該法人の社員である自然人が、我が国に5年を超えない期間で転任する場合、以下に該当する自由職業サービスの活動に従事することができる⁽²³⁾。

- ① 弁護士
- ② 外国法事務弁護士
- ③ 弁理士
- ④ 海事代理士
- ⑤ 公認会計士
- ⑥ 税理士

(3) 業務連絡

我が国において報酬を得ず、一般公衆への直接販売や直接のサービス提供を行わない条件で業務連絡（サービスの販売のための交渉を含む）その他類似の活動に従事する場合、90日を超えない期間の滞在が認められる。

我が国は、各分野に共通の分野横断的な自由化約束は行っているが、通信、建設、流通といった個別のサービス分野における自由化約束は、一切行っていない。また、我が国がGATS上で約束している事項は上記に限定されるが、これら以外の「自然人の移動」を通じたサービス提供が、我が国において一切禁じられているわけではない。我が国では、「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年10月4日政令第319号）ならびに「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成2年5月24日法務省令第16号）によって、上記以外にも、外国人の入国によるサービスの提供が認められている⁽²⁴⁾。なお、上記約束は、ウルグアイ・ラウンドが終結した1994年に約束されたものであり、現在実際に運用されている在留資格要件よりも、厳格な内容となっている。このため、我が国は、ドーハ・ラウンドにおいて、企業内転勤における滞在要件の改善や、自由職業サービスに司法書士、行政書士等を追加する約束などを行っている⁽²⁵⁾。これらの自由化約束は、ドーハ・ラウンドが最終合意に至れば、我が国のWTO協定上の義務となる⁽²⁶⁾。

4 我が国におけるGATS第4モードを巡る各界の議論

従来から我が国は、「自然人の移動」に関して、専門的・技術的分野の人材⁽²⁷⁾については、我が国経済の活性化や国際化を図る観点から、受入れを積極的に推進するが、専門的・技術的とはみなされない分野の人材については、高齢者、女性、若年者等の雇用機会確保や社会的コスト抑制の観点から、受入れには慎重に対応する方針⁽²⁸⁾である。我が国のWTO、EPA交渉

(23) これらの活動に従事するには、当然必要な資格要件を満たしていなければならない。例えば、我が国で弁護士としてサービスを提供する場合には、我が国の弁護士資格が必要となる。

(24) 森田 前掲注(19), p.1530.

(25) 外務省「WTOサービス交渉の現状 初期オファーの提出」2003.4. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/tenbo0304.html>>; 外務省「WTOサービス貿易交渉 我が国の改訂オファーの提出について」2007.4. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0617f.html>

(26) 菅原淳一「通商問題としての外国人労働者受け入れ問題～WTO交渉・EPA/FTA交渉における「人の移動」～」『みずほ政策インサイト』2007.3.29, p.10. <<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/policy-insight/MSI070329.pdf>>

(27) 現状では、大学卒業程度、実務経験10年以上又は一定の資格等を有する者であって、これらを活かして就労するものと定義されるのが一般的である。法務省 今後の外国人の受入れに関するプロジェクトチーム「今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方」2006.9. <<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan51-3.pdf>>

におけるこれまでの「自然人の移動」に関する自由化約束も、基本的にこの方針に則して行われてきた⁽²⁹⁾。

専門的・技術的分野の人材の受入れについては、我が国でも、経済・産業界を中心に要望が出されている。日本経済団体連合会は、2001年11月にWTOドーハ・ラウンドが立ち上がって以来、サービス貿易自由化交渉の中の重要な論点の一つとして高度な専門技術を有する人材の確保・移動の円滑化を挙げ、入国・滞在関連手続きの簡素化・迅速化、入国・滞在関連規制及び手続きの透明性の確保、企業幹部や管理職の移動の円滑化などを求める提言を行ってきた⁽³⁰⁾。受け入れる外国人の資格や受入れ期間についても、介護分野での在留資格の整備、製造業分野での在留資格の範囲拡大、高度人材⁽³¹⁾に対する在留期間の長期化などの実現を政府に求めている⁽³²⁾。また、関西学院大学の安田聡子氏によれば、我が国のIT関連産業では、労働力確保のみを目的として高度人材の受入れが行われているのが実情であるが、諸外国の中には、イノベーション創出を視野に入れ、戦略的視点から受入れを行っているところも多く、我が国においても、高度人材を惹き付けるための国家戦略が必要であるとされる。また、同氏は、IT関連産業の受入れの中心が中小企業であるため、今後は、中小企業の視点から高度人材受入れ戦略を練ることも非常に重要となると指摘している⁽³³⁾。

専門的・技術的とはみなされない分野の人材の受入れについては、日本経済団体連合会は、数量制限等を前提として受入れを検討するなど、慎重な姿勢である⁽³⁴⁾のに対し、日本商工会議所は、台湾の例を参考に受入れを検討すべきであるとして、やや積極的な立場を取っている⁽³⁵⁾。また、労働組合は、低賃金労働者の安易な受入れは、賃金や労働条件だけでなく、労働の質の低下を招き、産業の競争力をそぐ結果になると危惧しており、EPAなどで「自然人の移動」の自由化に取り組んでいくことについては、慎重に判断すべきだと主張している⁽³⁶⁾。

(28) 「第9次雇用対策基本計画」(平成11年8月13日閣議決定) <http://www.jil.go.jp/jil/kisya/syokuan/990813_01_sy/990813_01_sy.html>; 厚生労働省「外国人労働者の受け入れを巡る考え方のとりまとめ」2006.6.22. <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0622-2.html>>

(29) 専門的・技術的分野以外の労働者を受け入れないという建前と、研修・技能実習制度でそのような労働者を実質的に受け入れているという現実が乖離しており、我が国の外国人労働者受入れ体制を改善し、より現実に近い制度の構築を指摘する声もある。法務省 今後の外国人の受入れに関するプロジェクトチーム「今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方」2006.9. <<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan51-3.pdf>>; 厚生労働省「研修・技能実習制度研究会中間報告」2007.5. <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/h0511-3.html>>

(30) 日本経済団体連合会「WTO サービス貿易自由化交渉 人の移動に関する提言」2002.6.18. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2002/036/index.html>>; 「WTO カンクン閣僚会議に向けた緊急提言」2003.7.22. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/071/index.html>>; 「日本経団連 WTO ミッションポジション・ペーパー」2004.5.26. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/050.html>>

(31) 専門的・技術的分野の外国人労働者の中でも、特に高度な人材。法務省 前掲注(29)参照。

(32) 日本経済団体連合会「2006年度日本経済団体連合会規制改革要望」2006.6.20. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/038.html>>; 日本経済団体連合会「2007年度日本経済団体連合会規制改革要望」2007.6.29. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/058/index.html>>

(33) 安田聡子「外国人高度人材のグローバル移動とイノベーション -brain circulation(頭脳循環) の世界的潮流にわが国中小企業はどう向き合うか」『中小企業総合研究』第6号, 2007.3, pp.21-42.

(34) 日本経済団体連合会 前掲注(30), 2003.7.22.

(35) 日本商工会議所『「第3次出入国管理基本計画における主要な課題と今後の方針」に対する意見』2005.3.1. <<http://www.jcci.or.jp/nissho/iken/050301immigration-control.pdf>>

(36) 全日本金属産業労働組合協議会「ものづくり現場の技能者としての外国人労働者受け入れ問題に対する考え方」2006.12.21. <<http://www.imf-jc.or.jp/activity/monodukuri/gaikokujin/gaikokujin061221.pdf>>

5 GATS 第 4 モードの規模と各国の約束状況

(1) 各モードの規模と第 4 モードの重要性

GATS の 4 つの形態によるサービス貿易、特に第 4 モードの規模は一体どの程度のものになるのだろうか。実は、GATS における 4 つのサービス供給形態（モード）と、従来の国際収支統計で定義されるサービス貿易は明確に対応していないため、各モードの規模を正確に把握することは、必ずしも容易ではない⁽³⁷⁾。第 4 モードに関しては、越境する自然人について、各国がサービス産業従事者・非サービス産業従事者に区分して入国管理を行っていない、そもそも GATS 上での「一時的」な移動の概念が必ずしも明確に定義されていないので、実際の人数の把握が難しい等の問題もある⁽³⁸⁾。こういった問題はあるものの、各モードをそれぞれ概念の近い統計で代理させることにより、各モード別のサービス輸出額が、次の表の通りに推計されている。

表 2 世界全体におけるモード別のサービス輸出推計額（単位：10億ドル、%）

	1985年		1997年		2002年		対応する統計
	価額	シェア	価額	シェア	価額	シェア	
第 1 モード	270	28.4	890	41.0	1,000	28.2	国際収支統計の民間サービス輸出から旅行収支を除いた額
第 2 モード	120	12.6	430	19.8	500	14.1	国際収支統計の旅行収支
第 3 モード	550	57.9	820	37.8	2,000	56.3	FATS 統計 [†]
第 4 モード	10	1.1	30	1.4	50	1.4	国際収支統計の在外出向者の報酬
合計	950	100	2,170	100	3,550	100	

(出典) Guy Karsenty, "Assessing Trade in Services by Mode of Supply," *GATS 2000: New Directions in Services Trade Liberalization*. Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2000, pp.33-56 ; World Bank, *Global economic prospects 2004*, p.168に基づき、作成。

(†) FATS 統計については、山口 前掲注 (37) を参照。

この推計によれば、GATS の各モードのサービス輸出額の中では、第 1 モード、第 3 モードの割合が高く、「自然人の移動」に相当する第 4 モードの割合は、4 つのモードの中で最も低いことが分かる。しかし、第 1、第 3 モードと第 4 モードは、お互いを代替する関係ではないことにも注意が必要である。例えば、最近では、ソフトウェア産業におけるオフショアリング⁽³⁹⁾（第 1 モード）が盛んとなってきているが⁽⁴⁰⁾、ソフトウェアをオフショア開発するためには、クライアントとの継続的な関係の維持や、24時間体制でのメンテナンスなどのために、プログラマーが実際に海外に駐在する必要がある。このような場合には第 1 モードと第 4 モードの間には強い補完関係が生じる⁽⁴¹⁾。実際、インドのソフトウェア産業の輸出の約半分は、プログラマーの越境を伴う形でのサービスの輸出となっているとの指摘もある⁽⁴²⁾。また、企業

(37) GATS の 4 つのサービス供給形態と従来の国際収支統計との対応関係については、山口英果「FATS 統計－広義のサービス貿易に関する統計整備」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.05-J-5, 2005.4 ; United Nations et al., *Manual on Statistics of International Trade in Services*. Geneva: United Nations, 2002, pp.20-25が詳しい。

(38) World Bank, *Global economic prospects 2004*, pp.167-168.

(39) 海外へ業務委託を行うこと。

(40) 経済産業省 前掲注 (1), p.173.

(41) Vaibhav Parikh, "Mode 4 and the Software Services Sector: Indian View," *Moving People to Deliver Services*, Washington, DC: World Bank and Oxford University Press, 2003, pp.163-170.

(42) Chaudhuri et al., *op cit.* (4), pp.364-365.

が設置した海外支店・現地法人等（第3モード）に幹部などを転勤させる場合があるが、このような場合には、第3モードと第4モードの間には密接な相関関係が生じる⁽⁴³⁾。

(2) 各国の約束状況の比較

次に、WTO加盟各国の「自然人の移動」（第4モード）に関する分野横断的な自由化約束の数を見てみよう（表3参照）。

表3 「自然人の移動」に関するWTO加盟国の分野横断的約束数

		約束数	全体に占める割合
企業内転勤		168	42%
	経営階層 (Executives)	56	
	管理階層 (Managers)	55	
	専門職 (Specialists)	56	
	その他	1	
	経営階層 (Executives)	24	6%
	管理階層 (Managers)	42	11%
	専門職 (Specialists)	44	11%
商用訪問者		93	23%
	拠点設置に関するもの	41	
	商談のためのもの	52	
	契約に基づくサービス提供者	12	3%
	その他	17	4%
合計		400	100%

(出典) Chaudhuri et al., *op cit.* (4), p.371; 菅原 前掲注 (26), p.9; World Bank, *op cit.* (38), p.169に基づき、作成。

注 (1) 表中の数字は2002年4月現在のものである。

(2) 「その他」の項目には、ファッションモデル (米国)、大卒の研修生 (EU)、配偶者 (豪州・カナダ) 等を含む。

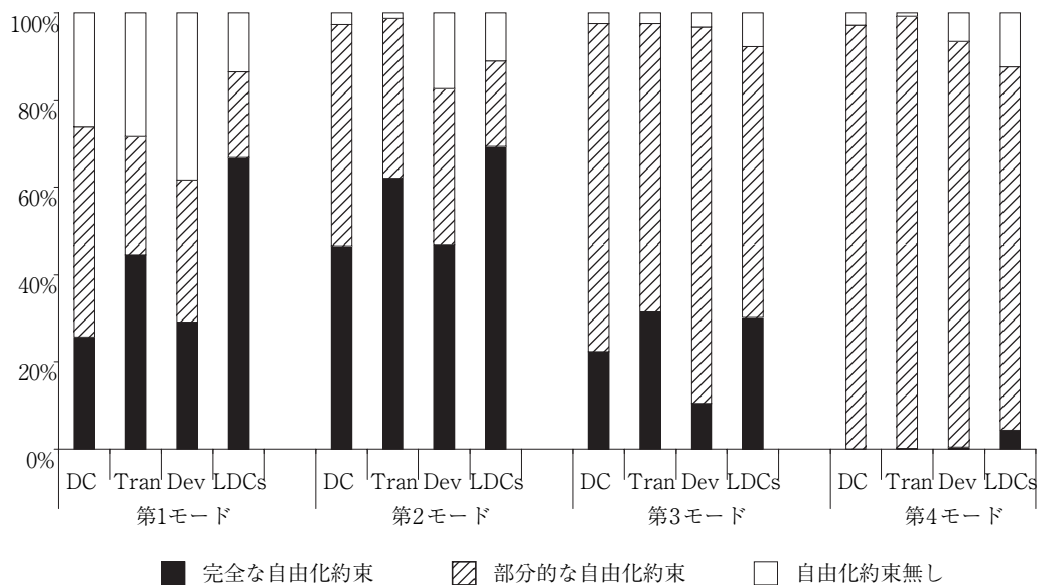
表3によると、各国の自由化約束の約4割が、企業内転勤になっていることが分かる。これに、企業内転勤に限定されない外国企業の現地拠点への経営階層、管理階層、専門職の移動も加えると、加盟各国の第4モードに関する分野横断的自由化約束の約7割が、自国に設置された拠点への移動についての約束となる。単純労働者は、上記表の「商用訪問者」のうちの一部と、「その他」に該当するが、単純労働者に関する自由化約束は、全体の17%を占めるに過ぎない⁽⁴⁴⁾。

次に、各モードの約束状況を見てみよう。以下の図は、経済発展の程度の異なる各国が行っている各モードの約束において、完全な自由化約束や、条件付きの部分的な自由化約束が、どの程度の割合を占めるのかを表したものである。

(43) *ibid.*, p.365.

(44) World Bank, *op cit.* (38), p.169.

図2 各モードにおける完全・部分的市場アクセス約束の状況



(出典) Juan A. Marchetti, *Developing Countries in the WTO Services Negotiations*, (WTO Economic Research and Statistics Division Staff Working Paper ERSD-2004-06), September 2004, p.15.
 注 (1) サービス産業で代表的と思われる37分野における WTO 加盟各国の約束状況を、2004年8月時点で集計。
 (2) DC: 先進国、Tran: 移行経済国、Dev: 途上国、LDCs: 後発途上国を表す。

第4モードは、他のモードと比較して、完全な自由化約束の割合が著しく少ないのが特徴である。GATSにおける「自然人の移動」に関する議論は、先進国と途上国の主張の相違から、南北間の対立としての側面が強調されることがある。途上国は積極的に交渉に参加し、グループを組むなどして、先進国に対して様々な提案を行ったりしている。しかし、自然人の受入れ姿勢については、先進国と比較して途上国の方が積極的であることをこの図から読み取ることにはできない⁽⁴⁵⁾。一般に WTO 加盟国は、先進国、途上国共に、「自然人の移動」に関する自国市場の開放に対して非常に慎重なようである⁽⁴⁶⁾。今後の第4モードに関する自由化の余地は、先進国、途上国ともに、極めて大きいと考えられよう。

6 GATS における「自然人の移動」を巡る争点

GATSにおける「自然人の移動」に関する最大の争点は、我が国を含めた先進国と、途上国との主張の相違である。これまで見てきたように、GATSにおける「自然人の移動」に関する自由化約束は、他のサービス貿易の形態(第1~3モード)と比較しても、自由化の度合いが極めて小さい。また、高度なスキルを持つ人材の企業内転勤や、国内に設置された拠点への移動に約束が偏っており、途上国が特に関心を寄せる単純労働者の移動に関する約束は、非常に少ない。先進国が自国の労働人口の3%に当たる労働者を、単純労働者も含めて途上国から受け入れると、その経済効果は1,500億ドルに達し、途上国も大きな経済厚生上の利益を得るとの指摘もあり⁽⁴⁷⁾、途上国の第4モードの自由化に寄せる期待は大きい。インドを始め

(45) Juan A. Marchetti, *Developing Countries in the WTO Services Negotiations*, (WTO Economic Research and Statistics Division Staff Working Paper ERSD-2004-06), September 2004, p.15.

(46) *ibid.*, p.27.

(47) L. Alan Winters, Tierrie L. Walmsley, Zhen Kun Wang and Roman Grynberg, "Liberalising Temporary Movement of Natural Persons: An Agenda for the Development Round," *World Economy*, Vol. 26, August 2003, pp.1145-1148.

とした途上国は、実務経験を要求する就労要件の緩和、資格の相互承認、受入国側労働者との賃金等価要件の緩和、経済需要テストの基準明確化などを要求し⁽⁴⁸⁾、先進国側に対しより一層の「自然人の移動」の自由化を求めてきている。一方で、我が国を含めた先進国は、治安対策や国内労働者の失業対策などのコスト増、短期労働者の永住化などに対する懸念から、途上国からの単純労働者の受け入れには慎重となっているのが現状である⁽⁴⁹⁾。米国議会においては、第4モードの自由化は移民政策にも関わるものであり、「自然人の移動」の自由化は、二国間及び多国間の通商協定で扱うべきではないとの主張もある⁽⁵⁰⁾。

一般に、GATS 第4モードに関する人材の送出国側と受入れ国側の便益・コストは、以下の表のように分類することができる。

表4 GATS 第4モードに関する送出国、受入れ国双方の便益・コスト

送出国		受入れ国	
便益	コスト	便益	コスト
<ul style="list-style-type: none"> ・労働市場が供給超過の場合、労働力の輸出は失業率を下げ、低賃金を上昇させる圧力となる ・海外の労働者からの所得や送金が国内の投資や資本フローの源泉となる ・海外で技術を学んだ労働者が帰国することで、その国の人的資本が増加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働市場が需要超過の場合、労働力の輸出は高賃金をさらに上昇させる圧力となる ・一時的に人的資本を失う（影響の程度は、その人材の技術の専門性等に依存） ・人材の配置転換などには高いコストがかかる ・労働市場が供給超過の場合、海外からの労働者が帰国すると、失業率を上昇させ、賃金を低下させる圧力となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者が不足している産業や地域に、労働者を補充することができる ・海外からのサービス提供者の参入により、受入産業での競争が激化し、低価格でより良いサービスを消費することができる ・公的なサービスの面において、永住移民よりも一時的な労働者の方が安上がりである 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者を一時的に海外から受け入れることにより、国内経済の構造調整が遅れる ・労働市場が供給超過の場合、海外からの一時的労働者を受け入れると、失業率が上昇し、賃金が低下する ・一時的に受け入れた労働者が帰国すると、その労働者に投資した資源が無駄となり、人材の配置転換などのコストがかかる

(出典) World Bank, *op cit.* (38), p.157に基づき、作成。

途上国が自国の専門的・技術的分野の人材を他国に送り出す場合、途上国では人的資本が失われ、「頭脳流出」と呼ばれる現象が起こる。先進国での高齢化やIT産業の急成長等で、技術者などの需要が急速に膨らみ、特に後発途上国において、高等教育を受けた人材の流出が急速に進展している⁽⁵¹⁾。しかし、途上国からの専門的・技術的分野の人材の移動が、GATS 第4モードのような「一時的」なものであれば、本国に帰国後、途上国の知識・技術レベルの底上げに貢献できる⁽⁵²⁾。途上国の専門的・技術的分野の人材が、一時的に先進国に移動できる

(48) S/CSS/W/12, COMMUNICATION FROM INDIA: Proposed Liberalisation of Movement of Professionals under General Agreement on Trade in Services (GATS) 24, November 2000 ; TN/S/W/14, COMMUNICATION FROM ARGENTINA, BOLIVIA, CHILE, THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA, COLOMBIA, DOMINICAN REPUBLIC, EGYPT, GUATEMALA, INDIA, MEXICO, PAKISTAN, PERU, PHILIPPINES AND THAILAND: Proposed Liberalization of Mode 4 Under GATS Negotiations, 3 July 2003 ; TN/S/W/31, COMMUNICATION FROM ARGENTINA, BOLIVIA, BRAZIL, CHILE, COLOMBIA, INDIA, MEXICO, PAKISTAN, PERU, PHILIPPINES, THAILAND AND URUGUAY: Categories of Natural Persons for Commitments under Mode 4 of GATS, 18 February 2005.

(49) 海外からの単純労働者により、自国の雇用機会が奪われる、という先進国の主張については、海外からの単純労働者は、国内の雇用を奪うものではなく、むしろ国内の雇用と補完関係にあり、労働需給のミスマッチを埋めているとの指摘もある。Stephan Glover, *Migration: an economic and social analysis*, Home Office Research, Development and Statistics Directorate Occasional Paper 67, 2002 ; 橋本琢磨「労働力不足時代目でも外国人「禁止」のちぐはぐ」『エコノミスト』85巻38号、2007.7.24, pp.40-41参照。

(50) William H. Cooper, *Trade in Services: The Doha Development Agenda Negotiations and U.S. Goals*, CRS Report for Congress, RL33085, September 12, 2005, pp.17-19.

(51) United Nations Conference on Trade and Development, *The Least Developed Countries Report 2007: Knowledge, Technological Learning and Innovation for Development*, New York: the UNCTAD secretariat, July 2007, p.139-160.

可能性が高まれば、途上国での高等教育へのインセンティブが高まり、途上国内の専門的・技術的分野の人材が増加するため、頭脳流出の影響が軽減される可能性もある⁽⁵³⁾。

また、途上国にとっては、海外の労働者からの送金も重要である。2005年に途上国が受け取った海外から本国への送金額は、約1,670億ドル（正規のルートを経由した金額）にも上ると推計されている。これは、途上国が受け取る ODA（Official Development Assistance：政府開発援助）を超える額であり⁽⁵⁴⁾、海外からの送金は途上国の重要な収入源である。特に、移動が「一時的」なものである場合、永住移民と比較して、労働者が得た収入のうちの大きな割合を本国に送金している⁽⁵⁵⁾。

II EPA における「自然人の移動」

1 我が国の EPA における自然人の移動

以下では、我が国が締結した主要な EPA における、「自然人の移動」に関する取扱いの現状を見ていく。

(1) 日本・シンガポール EPA

「日本・シンガポール新時代経済連携協定」は、2002年1月に署名され、同年11月に発効した。共同検討会報告書の段階では、途上国との同種の協定への警戒もあって、「自然人の移動」について独立した扱いはされておらず、投資分野の1トピックとして記載されていた⁽⁵⁶⁾。しかし、この分野への双方の関心が高かったこともあって、独立した章（「第9章 自然人の移動」）が設けられ、その詳細を定めた附属書（附属書VI）が添付された⁽⁵⁷⁾。

「自然人の移動」に関して、日本側は、以下の4つの在留資格について約束を行った。滞在期間の要件等が若干異なるものの、シンガポール側も、日本側とほぼ同内容の約束を行っている。また、相手国との国内資格の相互承認に関する規定（第9章第93条）が置かれていることも、シンガポールとの EPA における特徴と言えよう。

日本・シンガポール EPA における「自然人の移動」に関する日本側の約束の概要

1. 短期商用訪問者：締約国開催のセミナー等への参加、締約国のサービス提供、投資準備や物品貿易の商談などの商用目的での入国・一時滞在を90日まで認める。
2. 企業内転勤：管理職や専門知識の必要な職種の被雇用者（シンガポールの法人に雇用され、我が国の弁護士等の資格を有し、自由職業サービスを提供する者を含む）の、企業内転勤による入国・一時滞在を認める（期間の明確な規定無し）。

(52) *ibid.*, pp.156-157.

(53) Simon Commander, Mari Kangasniemi, and L. Alan Winters, "The Brain Drain: Curse or Boon?," *Challenges to Globalisation*, London: University of Chicago Press, 2004, pp.235-272.

(54) World Bank, *Global Economic Prospects 2006*, p.87-88. なお、国連人口基金（UNFPA）の池上清子氏により、正規のルートによる送金額は2,320億ドルに上り、正規以外のルートによる送金も含めると、実際はこの数倍の額にもなるとの指摘もなされている。

(55) *ibid.*, pp.92-93.

(56) 「日本とシンガポールとの新時代における連携のための経済協定 共同検討会報告書」2000.9, p.29, 第59パラグラフ。
<http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/jsepa/html/history.html>

(57) 渡邊頼純監修『解説 FTA・EPA 交渉』日本経済評論社、2007, p.60.

3. 投資家：一定の資格を満たす投資家の入国・一時滞在を現行法制の範囲内で認める。
4. 個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事する自然人：我が国領域内の公的機関・民間企業との個人契約による技術者の入国・一時滞在を現行法制の範囲内で認める。

(出典) 渡邊頼純監修『解説 FTA・EPA 交渉』日本経済評論社, 2007, p.61; 経済産業省編『不公正貿易報告書 2007年版』経済産業調査会, 2007, pp.434-435; 「日本・シンガポール新時代経済連携協定 附属書 VI」 pp.808-809. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/>>に基づき、作成。

なお、協定では規定されていないものの、口上書の交換により、日本側は、①日本の国家試験を英語で受験し合格すること、②外国人のみが治療対象であること等を条件に、医師・歯科医師を受け入れることを約束した（医師7名、歯科医師2名が上限）。また、シンガポール側も、在留邦人のみが治療対象であること等を条件に、医師、歯科医師を受け入れることを約束した（当初は医師15名、歯科医師5名が上限であったが、2005年の拡大により、現在はそれぞれ30名、15名）⁽⁵⁸⁾。

(2) 日本・メキシコ EPA

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」は、2004年9月に署名され、2005年4月に発効した。メキシコとのEPAでも、「自然人の移動」に関して独立した章（第10章 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在）が設けられている。日本側、メキシコ側とも「短期商用訪問者」、「企業内転勤者」、「投資家」、「個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事する自然人」の4つの在留資格に関する自由化約束を行っており、シンガポールとのEPAと、ほぼ同内容である。

また、シンガポール、マレーシア等とのEPAには見られないが、メキシコとのEPAでは、投資に関する章（第7章 金融サービス）の第64条において、経営幹部及び取締役会の選任に関する規定を有している。この規定は、経営幹部について特定国籍の個人を指名することを禁止する一方で、投資家の支配を実質的に妨げないことを条件に、取締役会等の過半数が特定国籍又は自国居住者であることを要求できるとしている⁽⁵⁹⁾。

(3) 日本・マレーシア EPA

「日本・マレーシア経済連携協定」は2005年12月に署名され、2006年7月に発効した。日本・マレーシアEPAは、我が国が締結した他のEPAとは異なり、「自然人の移動」に関する独立の章は設けられていない。これは、マレーシア側が、「自然人の移動」に関する独立の章を設けることに難色を示したためである⁽⁶⁰⁾。そのため、「自然人の移動」に関する約束については、主にサービス貿易に関する章（第8章 サービスの貿易）において行われることとなった。内容は、GATS第4モードに準拠するものとなっている。

また、投資に関する章において、「投資家」の移動の円滑化に関する規定も設けられている（第7章第86条）。これは、投資家、企業の取締役等の入国・一時滞在許可や、滞在期間の更新、労働許可の発給等に関する規定であるが、これらの規定振りに、マレーシアのブミプトラ政策⁽⁶¹⁾の影響を指摘する声もある⁽⁶²⁾。

(58) 経済産業省編『不公正貿易報告書 2007年版』経済産業調査会, 2007, p.435.

(59) 関嘉勝「最近の貿易投資規制動向 FTA における人の移動の扱い」『JMC Journal』54巻7号, 2006.7, p.46.

(60) 渡邊 前掲注 (57), p.91.

(4) 日本・フィリピン EPA

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」は2006年9月に署名された。我が国側では2006年12月に批准手続きが終了しているものの、フィリピン側の関税撤廃品目に有害廃棄物が含まれていたことや⁽⁶³⁾、看護師・介護福祉士の受入れ人数が少ないことに対して、一部の上院議員や関係団体が懸念を表明しており⁽⁶⁴⁾、フィリピン側では批准手続きが難航している。2007年10月時点では、未発効の状態である。

日本・フィリピン EPA では、「自然人の移動」に関して独立した章（第9章 自然人の移動）を設けている。ここでは、「短期商用訪問者」、「企業内転勤」、「投資家」、「自由職業サービス」、「個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事する自然人」、「看護師・介護福祉士」の6つの分野において、自由化約束が行われている。このうち、「看護師・介護福祉士」に関する取り決めは、これまでの EPA にはない新しいものであり、① EPA において、「自然人の移動」に関する国内の規制緩和措置や WTO 上の約束を超える自由化を、相手国を特定して行った、②従来の「専門的・技術的分野における人材」のカテゴリーには入らない人材の受入れを認めた、の2点において、非常に画期的であるとされる⁽⁶⁵⁾。

これまでの外国人看護師については、出入国管理及び難民認定法の在留資格「医療」により、研修目的での就労が最大7年まで可能であったが、フィリピンからの看護師の受入れについては、在留資格「特定活動」の一部として認められ、看護師の国家資格取得までの最大3年間と、資格取得後の無期限の在留期間更新を可能とすることとした。また、そもそも介護福祉士については、我が国の現行法制の枠内に該当する在留資格が存在しなかったが、これも在留資格「特定活動」の一部として認められ、介護福祉士の国家資格取得までの最大4年間と、資格取得後の無期限の在留期間更新を可能とすることとなった⁽⁶⁶⁾。なお、受入れ人数は、当初の2年間で、看護師400名、介護福祉士600名である。介護福祉士については、介護福祉士を養成するコースが併設されたことも特徴的である。

介護福祉士は、現行の「専門的・技術的分野の人材」と「単純労働者」という二分法では、「単純労働者」に分類されるが、両者の中間に位置し、介護福祉士も含まれるとされる「高度技能者等」と呼ばれる新たな区分の創設も検討されている⁽⁶⁷⁾。フィリピンとの EPA で介護福祉士の受入れを認めたことにより、今後、「高度技能者等」のような新たな区分の創設などを通して、外国人労働者の受入れの促進につながっていく可能性もある⁽⁶⁸⁾。

(61) マレーシアにおける民族間の経済格差を縮小するために、マレー人及び先住民族を優遇する政策。

(62) 関 前掲注 (59), p.46.

(63) 岡田幹治「EPA で輸出促進? 『廃棄物隠し』の巧妙」『エコノミスト』85巻22号, 2007.4.24, pp.66-67.

(64) 「看護師の間で日本就労の条件への関心高まる - フィリピン大学 (UP) 看護学部長に聞く -」『通商弘報』2007.2.21.

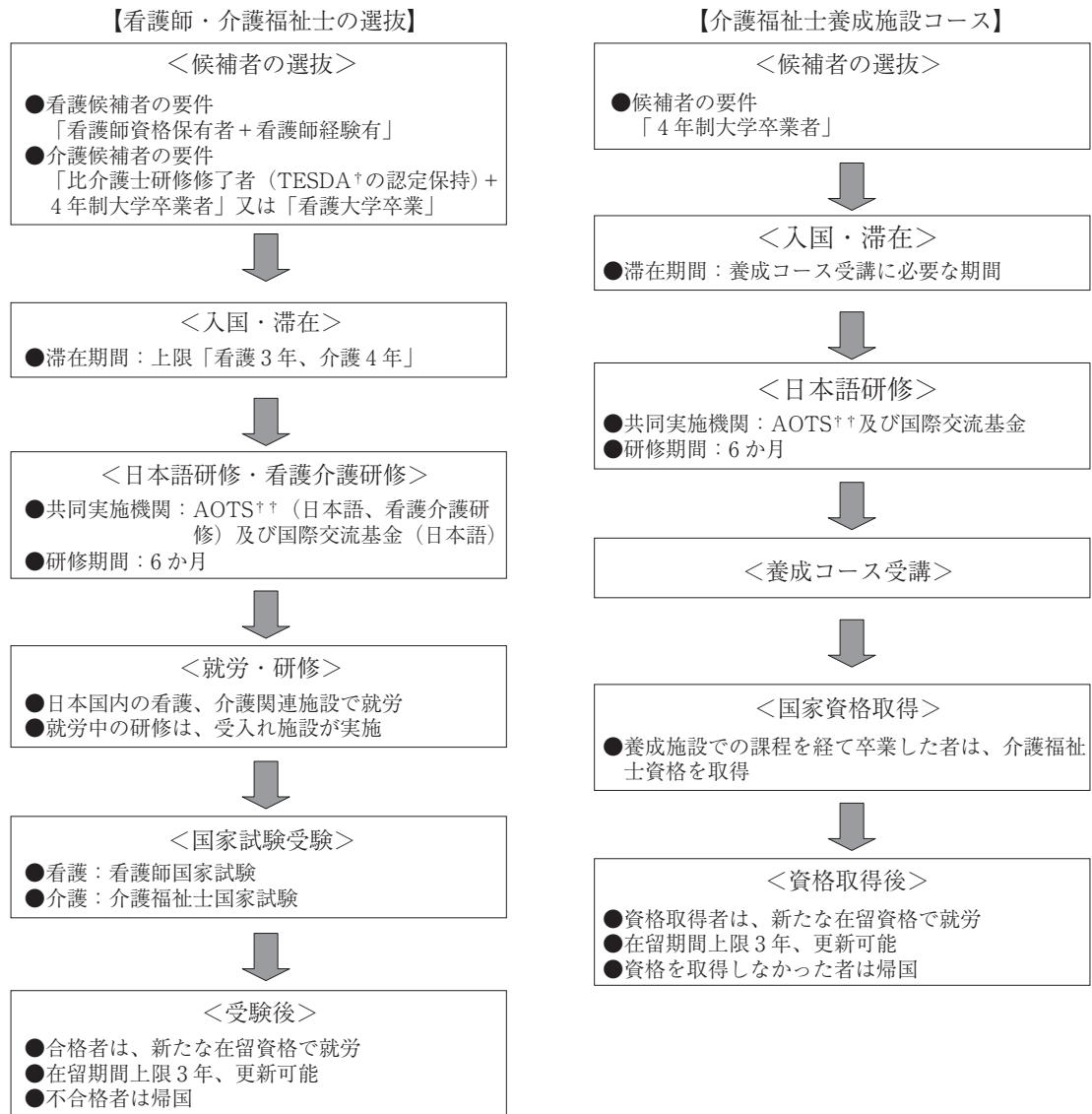
(65) 菅原 前掲注 (26), p.13.

(66) 渡邊 前掲注 (57), p.287.

(67) 厚生労働省 前掲注 (28) 参照。

(68) 菅原 前掲注 (26), pp.14-15.

図3 日本・フィリピンEPAにおける看護師・介護福祉士候補の受入れ枠組



（出典）外務省「日比EPA（看護・介護分野での比人受入れ）に係る基本的枠組み」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/pdfs/hapyou_0411.pdf>

（†）Technical Education and Skills Development Authority

（††）財団法人海外技術者研修協会（The Association for Overseas Technical Scholarship）

既にフィリピンは、海外に看護師・介護福祉士を多数送出してきた実績を持っている（表5、6参照）。現在、看護師としての就労先で人気が高いのは、中東諸国、英国、米国などである。中東諸国や英国では、就労の際に新たな試験を受験する必要はなく⁽⁶⁹⁾、サウジアラビアなどでは求人数も多い。また、米国では言語上の問題もなく、裕福な生活が期待できるため、非常に人気が高い⁽⁷⁰⁾。こうした状況下で、フィリピン人看護師の我が国における就労の実現には、給与、労働環境等において、他国以上の好条件の提示が必要との声もある⁽⁷¹⁾。

(69) 前掲注 (64)

(70) 「日本就労への関心高まる－看護師協会（PMA）会長に聞く－」『通商弘報』2007.2.13.

(71) 同上

表5 フィリピンの看護師の送出国実績

	2002		2003		2004		2005		2006	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
サウジアラビア	5,704	48.1	5,740	64.0	5,640	65.9	4,627	65.2	5,640	69.8
UAE	405	3.4	226	2.5	218	2.5	670	9.4	768	9.5
クウェート	108	0.9	51	0.6	408	4.8	191	2.7	340	4.2
アイルランド	915	7.7	207	2.3	190	2.2	297	4.2	248	3.1
米国	320	2.7	196	2.2	373	4.4	229	3.2	202	2.5
リビア	414	3.5	52	0.6	10	0.1	23	0.3	158	2.0
英国	3,105	26.2	1,544	17.2	800	9.4	546	7.7	145	1.8
カタール	213	1.8	242	2.7	318	3.7	133	1.9	140	1.7
その他	683	5.5	710	7.9	599	7.0	378	5.3	435	5.4
合計	11,867	100.0	8,968	100.0	8,556	100.0	7,094	100.0	8,076	100.0

(出典) Philippines Overseas Employment Administration <<http://www.poea.gov.ph/>>より作成。

(注) 当該国における新規雇用者数を示す。

表6 フィリピンの介護福祉士の送出国実績

	2002		2003		2004		2005		2006	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
台湾	-	-	14,716	78.0	13,855	68.4	11,604	71.9	8,410	58.4
イスラエル	2,908	54.0	1,737	9.2	3,184	15.7	2,535	15.7	2,512	17.4
カナダ	2,152	40.0	1,811	9.6	2,509	12.4	753	4.7	1,992	13.8
英国	253	4.7	481	2.5	652	3.2	732	4.5	1,214	8.4
その他	70	1.3	133	0.7	66	0.3	522	3.2	284	2.0
合計	5,383	100.0	18,878	100.0	20,266	100.0	16,146	100.0	14,412	100.0

(出典) 表5に同じ。

(注) 表5に同じ。

(5) 日本・タイ EPA

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」は2007年4月に署名された。タイ側の批准作業がやや難航したものの、2007年11月1日に発効する見込みである⁽⁷²⁾(2007年10月現在)。日本・タイ EPA では、「自然人の移動」に関して独立した章(第9章 自然人の移動)を設けている。日本側は、「短期商用訪問者」、「企業内転勤」、「投資家」、「自由職業サービス」、「個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事する自然人」、「指導員」に関する約束を行った。「自由職業サービス」には、タイ料理人(タイ料理の国家資格保有者)に関する規定が盛り込まれており、これまで「10年以上」必要であった実務経験が、「5年以上」に緩和された。また、「指導員」には、タイの伝統舞踊、音楽、料理、ボクシング等を指導する活動での入国・一時的滞在を認める規定が盛り込まれた⁽⁷³⁾。

なお、タイ・スパ・セラピスト(タイ・スパ・サービスのうち施術等のサービスを提供するもの)と介護福祉士に関しては、その受入れについて、それぞれ継続協議とされた(タイ・スパ・セラピストは発効後2年以内、介護福祉士については遅くとも発効後2年以内)⁽⁷⁴⁾。タイ側からは、今後の交渉の展開に、期待が寄せられている⁽⁷⁵⁾。

(72) 「日タイ経済連携協定、11月1日発効がほぼ確実にタイ側批准手続きにめど」『通商弘報』2007.9.21.

(73) 「附属書7(第9章関係) 自然人の移動に関する特定の約束」pp.749-770. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/_j_asean/thailand/kyotei.html>

(74) 同上

(75) 「地場企業にJTEPAの積極的な活用を奨励-商業省がセミナー開催-」『通商弘報』2007.5.24.

(6) 日本・インドネシア EPA

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」は2007年8月に署名された。2007年10月時点では、未発効である。日本・インドネシア EPA では、「自然人の移動」に関して独立した章（第7章 自然人の移動）を設けている。日本側は、「短期商用訪問者」、「企業内転勤」、「投資家」、「自由職業サービス」、「個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事する自然人」、「看護師・介護福祉士」について約束している。EPA に「看護師・介護福祉士」の規定を盛り込んだのは、フィリピンに続いて2か国目となる。日本・インドネシア EPA では、フィリピンと同様に、国家資格の取得のために必要な知識及び技術の習得を目的とした看護師・介護福祉士候補者の受入れを約束し、滞在期間については、看護師は国家資格取得までの最大3年間、介護福祉士は国家資格取得までの最大4年間の滞在を可能とした。我が国の国家資格取得後は、看護師・介護福祉士として引き続いて就労することも可能である⁽⁷⁶⁾。また、我が国で研修・実習する職種を観光分野に拡大し、観光アカデミー（インドネシアのホテル学校）の卒業生を対象とすることを、前向きに検討することとした。

2 GATS 第4モードとEPAにおける「自然人の移動」の違い

フィリピン、インドネシアとのEPAにおける看護師・介護福祉士の取扱いなどを見ても分かるように、我が国のEPAにおける「自然人の移動」の取扱いは、GATSでの自由化約束の範囲を超えている部分がある。これは、GATSが多国間交渉であるのに対し、EPAは二国間あるいは地域間の交渉であることに起因している。二国間あるいは地域間の交渉の場合、当事国間の経済的、文化的、地理的事情などに即して協定を作成することが可能だからである。実際、諸外国の事例を見ても、EPAにおける「自然人の移動」の取扱いについては、

- ①「自然人の移動」を原則自由とするタイプ
- ② 経済活動（サービス貿易及び投資）に関する「自然人の移動」を規律するタイプ
- ③ 経済活動のうち、サービス貿易に関する「自然人の移動」を規律するタイプ
- ④「自然人の移動」をEPAで取り扱わないタイプ

など、様々な自由化のレベルの協定が存在している⁽⁷⁷⁾。

また、「自然人の移動」の促進には、各国の資格の相互認証や社会保障費の二重払いを調整する必要がある。しかし、資格や社会保障制度における各国間の相違を考慮すると、多国間交渉による調整は事実上困難である。こういった場合には、最恵国待遇を原則とした多国間交渉であるGATSでの自由化を基本としながらも、これらの制度に関しては、EPAによる個別の対応が現実的であるとの意見もある⁽⁷⁸⁾。

(76) 「附属書10（第7章関係） 自然人の移動に関する特定の約束」 pp.596-603. < http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/jyobun.html >

(77) ①EU、EFTA、②NAFTA、米国・シンガポールFTA、③米国・ヨルダンFTA、EFTA・韓国FTA、④米国・オーストラリアFTA、米国・バーレーンFTAなどがそれぞれ存在する。

(78) 森田清隆「WTOの多角的通商体制と地域貿易協定との関係に関する一考察」『国際商事法務』Vol.33, No.9, 2005.9, pp.1230-1231; L. Alan Winters, "Developing Country Proposals for the Liberalization of Movements of Natural Service Suppliers." *Reforming the World Trading System: Legitimacy, Efficiency, and Democratic Governance*. Oxford: Oxford University Press, 2005, p.164を参照。

おわりに

本稿では、WTO、EPA における「自然人の移動」の自由化の現状について見てきた。我が国の GATS 第 4 モードにおける自由化約束については、質・量ともに、まだ自由化拡大の余地が大きく残されていると考えられる。多くの途上国が「自然人の移動」に大きな関心を抱いている現状を考慮すれば、WTO、EPA 交渉において我が国が「自然人の移動」の更なる自由化を行うことで、相手国から譲歩を引き出せる可能性もある。また、EPA 交渉では、GATS 第 4 モードを実質的に大きく超える自由化内容を規定したのは、フィリピンやインドネシアが初めてである。これらの EPA における看護師・介護福祉士の受入れ制度は、今後の EPA 交渉にも大きな影響を及ぼしていくものと考えられる。

一方で、無秩序に「自然人の移動」の自由化を進めれば、社会的・文化的に大きな摩擦を生むおそれもある。近年のグローバル化を背景として、関税などの国境措置だけではなく、様々な国内規制や商慣習までが通商交渉の場で議論されるようになってきたが、通商交渉の場で規定できるのは、国境を越える際の問題である。これは、「自然人の移動」についても同様であり、WTO、EPA などの枠組の中で、国境を越えた後の問題を扱うことは出来ない⁽⁷⁹⁾。しかし、「自然人の移動」において最も重要なのは、海外からの人材を、どのように社会に受け入れ、どのようにともに暮らしていくかといった、国境を越えた後の問題であるとも考えられる。少子高齢化が進展するなかで、我が国としてどのように「自然人の移動」の自由化を進めていくのか、今後の議論が活発化することが期待される。

(うえだ だいすけ 経済産業課)

(79) 菅原 前掲注 (23), p.16.